

2013

西いぶり広域連合議会会議録

第2回定例会

平成25年9月2日開会

平成25年9月2日閉会

西いぶり広域連合議会

平成25年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月日	曜	会議区分	会議時間	会議内容
9. 2	月	本会議	14:00~15:54	開会、会期の決定、議案説明、質疑・ 一般質問、議案の議決、閉会

平成25年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 平成25年9月2日(月) (1日)

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会	議 決 結 果
			付託年月日	議決年月日
議案第 1 号	平成25年度西いぶり広域連合一般会計 補正予算(第1号)	25. 9. 2		原 案 可 決
				25. 9. 2
認定第 1 号	平成24年度西いぶり広域連合一般会計 歳入歳出決算	25. 9. 2		認 定
				25. 9. 2
その他会議に 付した事件	会期の決定			決 定
				25. 9. 2

目 次

第 1 号（平成 25 年 9 月 2 日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	1
前田議会議務局長	2
日程第 1 会議録署名議員の指名（小松 晃議員、長内 伸一議員）	2
日程第 2 会期の決定（9 月 2 日 1 日）	2
日程第 3 議案第 1 号、認定第 1 号（議案説明）、質疑・一般質問	2
寺島事務管理者	2
山田 秀人議員	3
山本事務局長	4
山田 秀人議員	5
山本事務局長	5
山田 秀人議員	6
山本事務局長	6
山田 秀人議員	6
寺島事務管理者	7
山田 秀人議員	8
青山広域連合長	9
小久保 重孝議員	9
山本事務局長	10
小久保 重孝議員	11
寺島事務管理者	15
山本事務局長	15
小久保 重孝議員	16
寺島事務管理者	17
砂田 尚子議員	17
山本事務局長	19
砂田 尚子議員	21
山本事務局長	22
閉会宣告	23

平成25年9月2日(月曜日)

第 1 号

平成25年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

平成25年9月2日(月曜日)

午後 2時00分 開会

午後 3時54分 閉会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 議案第1号、認定第1号(質疑・
 一般質問)

説明員

広域連合長	青山 剛
副広域連合長	小笠原 春一
副広域連合長	菊谷 秀吉
副広域連合長	工藤 国夫
副広域連合長	佐藤 秀敏
事務管理者	寺島 孝征
代表監査委員	土倉 崇
事務局 局長	山本 一弘
総務課 課長	高橋 淳
総務課 主幹	窪田 善則
総務課 主幹	加納 正敏
共同電算室 主幹	佐久間 樹

会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1
- 3 日程第2
- 4 日程第3
- 5 委員会付託省略

出席議員(15名)

議長	15番	佐藤 潤
副議長	14番	寺島 徹
	1番	七戸 輝彦
	2番	小松 晃
	3番	長内 伸一
	4番	森 太郎
	5番	山田 秀人
	6番	村井 洋一
	7番	山中 正尚
	8番	砂田 尚子
	9番	早坂 博
	10番	上村 幸雄
	11番	米田 登美子
	12番	小久保 重孝
	13番	滝谷 昇

事務局出席職員

事務局 局長	前田 昭雄
議事課 課長	二田 精
議事課 主幹	瀧浪 孝行
議事係 課長	佐々木 真美
議事課 主査	岩田 亨
書 記	石橋 英毅
書 記	後藤 優一

午後 2時00分 開会

議長(佐藤 潤) ただいまから、平成25年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

前田事務局長

議会事務局長(前田 昭雄) 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案にかかわるもの2件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

1 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件

例月現金出納検査結果報告について(一般会計3~6月分)

上記のとおり報告します。

平成25年9月2日

西いぶり広域連合議会
議長 佐藤 潤

議長(佐藤 潤) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、小松 晃議員並びに長内 伸一議員を指名いたします。

議長(佐藤 潤) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

議長(佐藤 潤) 次は、日程第3 議案第1号平成25年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号)外1件を一括議題といたしま

す。

議案第1号 平成25年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号)

認定第1号 平成24年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算

議長(佐藤 潤) 提出者の説明を求めます。

寺島事務管理者

事務管理者(寺島 孝征) ただいま議題となりました各案件につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号平成25年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

このたびの補正は、債務負担行為を設定するものでございまして1ページ下段の第1表にございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律に基づく平成26年4月からの施行分へ対応するため、共同電算に係る福祉システムの更新について平成26年度から平成29年度までの期間において5,550万円の限度額を設定するものでございます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第1号平成24年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

平成24年度の前年度は、廃棄物中間処理施設の運転保守管理業務委託と効率的な行政運営を目指した共同電算事業を柱に、内部経費の節減に努める中で関係市町からの負担金により編成をいたしたところでございます。

予算の執行状況につきましては、中間処理施設の建設工事請負事業者に対する訴えの提起に係る訴訟関連経費や、昨年11月27日に発生

した暴風災害に係る中間処理施設及び余熱利用施設の復旧関連経費などの支出もありましたが、計画いたしました事業につきまして予算計上の目的に沿い執行いたしましたところでございます。

この結果、18ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと存じますが、歳入総額22億3,253万8,000円に対し、歳出総額は22億3,157万8,000円となり、実質収支額は96万円となっております。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。2ページにお戻りいただきたいと存じます。

予算現額と歳入済額との比較で第1款分担金及び負担金では、情報処理費、ごみ処理費及び公債費などで不用額が生じたことや、諸収入の増などにより4,016万円の減、第2款使用料及び手数料では、ごみ処分手数料の大半を占める事業系ごみ量が減少したことにより24万7,000円の減、第3款国庫支出金は、昨年11月の暴風災害によるげんき館ペトルの体育館屋根復旧に係る都市災害復旧事業国庫補助金、第4款財産収入では、アルミ缶など資源回収物の売り払い単価アップなどにより295万5,000円の増、第6款諸収入では、西胆振環境株式会社からの電力基本料金及び従量料金収入が減少した一方、容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより655万9,000円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に不用額の面から御説明申し上げます。

第1款議会費では、臨時会や常任委員会の開催数の減など、第3款情報処理費では、共同電算機器にかかわる需用費の減など、第4款ごみ処理費では、中間処理施設における購入電力量の減少による需用費の減など、第6款災害復旧費では、工事請負契約における入札差金、第7款公債費では、利率見直しに伴うごみ処理公債費利子の減など、第8款職員費では、派遣職員

の新陳代謝による給与費の減などによるものでございます。

以上が、平成24年度一般会計決算の概要でございます。

なお、19ページから22ページまでは財産に関する調書、23ページからは平成24年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございまして、予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してございますので御参照いただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(佐藤 潤) 質疑並びに一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

山田 秀人議員

5番(山田 秀人)(登壇) 豊浦町議会選出の山田 秀人であります。

覚書無効請求事件について、通告に基づき5項目につき質問をいたします。

まず初めに、覚書に関することについての2点を説明願います。

1つは、当初契約締結から性能保証更新が何回更新されたのか、時系列ごとに説明を願いたいと思います。

2つ目は、性能保証の更新が履行されておりますが、どのような理由であったのか説明をいただきたい。

大きな2つ目は、覚書は前連合長からどのような引き継ぎが行われたのか5点を伺います。

1つ目は、引き継ぎの年月日及びその日時であります。

2つ目は、場所、参加者を構成自治体ごとに御説明をお願いいたします。

3つ目は、引き継ぎの内容、特に性能保証責

任と瑕疵担保責任条項はどのようになっているのか、相手方の責任の認識はどのようになっているかでございます。

4つ目は、当時の引き継ぎ文書は存在しているのかどうかでございます。

5つ目は、広域連合事務決裁規程に基づいた事務処理になっているかでございます。

大きな3つ目ではありますが、2年以内に再延長締結をしなければ保証責任は問えなくなるにもかかわらず、期間終了前に保証期間満了の覚書をなぜ締結したのかについて2点ほど伺います。

1つ目は、操業開始から当該施設の性能はどのように発揮されたのでしょうか。また、性能を充足させるための工事は行ったのでしょうか。行ったとすれば、工事内容とその費用を伺うものであります。

2つ目は、広域連合構成市町に対し、事前に説明し了解を得たのか、その日時はいつなのか、誰に行ったのかであります。

4項目めは、株式会社日本製鋼所と三井造船株式会社が不足補填額を提示しているわけですが、詳細な積算根拠を明確にすべきという意味で2点について伺うものであります。

1つ目は、この積算は同一メーカーの他所の例とまた類似他社の例でこの仕様を比較することです。

2つ目は、メーカー責任で行った保証工事の内容、追いだきなどの性能欠陥並びにその費用負担の状況なども具体的に示していただきたい。

5項目めでは、当局の一連の対応、連合長名による覚書締結、運営会社及び親会社の責任など、不明朗な問題が多いわけです。どのように認識しているか、5項目について伺うのであります。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 山田議員の御質問

に順次お答え申し上げます。

初めに、大きな項目、覚書無効確認請求事件についての1項目め、訴訟に至る経緯のうち、1点目の性能保証が何回更新されたかについてであります。平成17年3月末に性能保証責任を延長する旨の通知がございまして、その後平成19年3月末には性能保証責任ではなく、瑕疵担保責任として保証期間を延長する旨の通知があったところでございます。

次に、2点目の性能保証の更新はどのような理由であったかについてであります。現在係争中でありましてお答えにつきましては訴訟に影響を与えるおそれがございますので控えさせていただきますと存じております。

次に、2項目めの覚書について前連合長からどのような引き継ぎが行われたかについてでございます。

覚書の引き継ぎの年月日、場所、参加者、引き継ぎの内容、引き継ぎ文書の存在、事務決裁規程に基づく事務処理であったかという点につきましては関連がございますので、まとめて御説明申し上げます。

事務引き継ぎは一般論といたしまして、全ての公文書について広域連合長が交代した際には、当然に引き継がれるものでございまして、個別の書類について引き継ぎの手続が行われるものではございません。覚書につきましても、公文書の一つとしてそのように取り扱われてございます。また、連合長交代により事務の引き継ぎにつきましては、地方自治法159条の定めによりまして、平成23年5月2日に室蘭市の市長室におきまして、当時の広域連合の事務局長と総務課長の同席のもと前連合長から現連合長に引き継ぎが行われ、引き継ぎ書が同日付で作成されてございます。

なお、構成自治体ごとの引き継ぎは行っておりません。

なお、引き継ぎの内容のうち、性能保証責任

と瑕疵担保責任、相手方の責任の認識についてでございますが、この点につきましては双方の認識が異なっております。これ以上のお答えにつきましては訴訟に影響を与えるおそれがございますので控えさせていただきたいと存じております。

次に、3項目めの2年以内に再延長締結をしなければ補償責任はとれなくなるにもかかわらず、期間終了前に保証期間満了の覚書をなぜ締結したかのうち、1点目の操業開始から当該処理施設の性能はどのように発揮されていったか、性能を充足させるための工事は行ったかについてでございますが、メルタワーにおきましては操業当初からトラブルが多発しておりまして、施工事業者は部材の耐久性の向上などさまざまな改修工事を行ったものであり、それらの工事が性能を充足させるための工事であったか否かにつきましても双方の認識が異なっているものでございまして、これ以上のお答えにつきましては訴訟の関係で控えさせていただきたいと存じております。

次に、2点目、構成市町に対し説明し、了解を得たかについてでございますが、当時の担当者からは覚書締結後、構成市町の副市長のもとへ出向き御説明申し上げたと伺っておりますが、口頭での御説明でありましたことから詳細な日時等の記録は残っておりません。

次に、4項目めの日本製鋼所と三井造船が不足補填額を提示しているが、詳細な積算根拠を明確にすべきではないかの1点目、生産は同一メーカー、他の同類の施設と比較してどうか、及び2点目の補償工事の内容や追いだきなどの性能欠陥、その費用負担の状況についてでございますが、不足額の詳細な積算根拠につきましても現在係争中でございまして、お答えは訴訟の関係がございまして控えさせていただきたいと存じます。

次に、5項目めの当局の一連の対応、連合長

名による覚書締結、運営会社及び親会社の責任など不明朗な問題が多いとどのように認識しているかについてでございますが、覚書締結に係る認識につきましては、覚書締結時点においては建設工事請負事業者から約29億円の不足が生じることの説明が一切なかったことなどから、広域連合からの委託料と株主会社からの支援により西胆振環境の経営が成り立つものと考え、覚書締結に至ったものと認識してございます。ただ、この点につきましても双方の認識は異なっております。これ以上のお答えにつきましては訴訟の関係で控えさせていただきたいと存じます。

現在、訴訟が係争中でございまして、現時点ではお答えを控えさせていただくことが多く大変恐縮に思っているところでございます。しかしながら、今まさに御質問をいただいているような内容につきまして広域連合と被告側の双方がそれぞれの立場で主張してございまして、現時点では訴訟への影響を考慮しなければならない実態でございます。

何とぞ、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(佐藤 潤) 山田 秀人議員

5番(山田 秀人) 質問に入る前に答弁漏れがあると思いますので、確認をお願いしたいと思います。

4項目めの(1)(2)、今までこの事項については明らかにされている事柄ではないかと思っておりますので、わざわざその裁判のために秘匿するそういう必要性はないのではないかというふうに解釈しますが、いかがですか。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) ただいまの御質問につきましては、4項目めということございまして、日本製鋼所と三井造船が不足額補填、詳細な積算根拠を明確にすべきという御質問と

思っております。先ほども御説明させていただきましたけれども、メーカーで行った保証工事の内容、それから追いだきなどの性能欠陥並びにその費用負担の状況も具体的にお示しすれということであろうかと思いますが、それについても大変申しわけございませんがお答えが繰り返しになりますが、現在この部分につきまして、原告我々と相手方被告側と訴訟の中におきまして双方の主張が異なっておりまして、今現在そこら辺についても訴訟で争っているところでございますのでその点を御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長(佐藤 潤) 山田 秀人議員

5番(山田 秀人) 例えば、追いだきの燃料の使用料とか、それらについては結構それぞれの議会で答弁なされていることではありませんか。違いますか。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 追いだきの状況につきましては、過去にはうちのほうで使用料等を御報告させていただいた経緯がございますが、訴訟、裁判が始まった以降につきましては、この点については大変申しわけございません、説明はしておりません。それらも含めて、訴訟の中で争うということになってございます。

以上です。

議長(佐藤 潤) 山田 秀人議員

5番(山田 秀人) わかりました。この件については、一応留保させていただきます。次の機会に質問をすることといたしまして、再質問をさせていただきます。

それでは、再質問をさせていただきます。

答弁を聞いていますと、理事の皆さんは裁判で係争中、これを理由にして、いわゆるその詳しい内容や詳細は、ブラックボックスに閉じ込めようとしている。そのようにしか思えません。

しかし、この件が訴訟に至った理由は、唐突とも言える株式会社企業会社側のこの29億円もの請求であります。納得のいく説明もない、そういうことではないでしょうか。そしてまた、広域連合からの委託料と株主企業からの支援により、西胆振環境の経営が成り立たないとの誤った認識を与えられた。また、錯誤に陥った中で、覚書の締結に至ったものと認識したと言っております。つまり、だまし討ちにあったと、そのように思えても仕方ないわけであります。そのように聞こえてくるわけであります。この問題を解決する上で大切なことは、広域連合のこの加盟の市町の市民、町民、いわゆる住民に対し、当初契約外の余分な負担をかけないということであります。その意味からも、裁判に勝つことが必要であります。そのためにも、事実を住民並びに広域連合の議会へ正確に伝え、弁護士や理事者のみでなく、広く住民の応援を受けて、そして理解を得て、解決へ向かうことが大事ではありませんか。

では、質問いたします。

初めに、係争にかかる認識についてであります。

性能保証の延長については、現在係争中のため詳細は控えると言っておりますが、性能が契約どおり発揮されていたのか否かは、これまでの状況でわかるはずであります。操業当初からトラブルは多発しており、施工事業者では部材の耐久性の向上などさまざまな改良工事を行ってきたと答弁されていますから、トラブルの内容と改良後の変化、さらに現状の問題点を明らかにすることではないでしょうか。焼却炉の運転開始や停止以外の灯油追いだきも性能欠陥によるものではありませんか。灯油代金など費用負担の状況についても、さらに説明を求めるものであります。

次に、引き継ぎについてであります。

理事者側は、内容は明らかではないが誤った

認識を与えられたとっております。

では、確認いたしますが、これまでも欠陥の補修が相次ぎ灯油の追いだきもなくなるのに、理事者側は今後の性能上の欠陥は発生せず、経営が順調にいくと認識していたのでしょうか。

次に、操業当初からトラブルは発生しており、施工事業者は部材の耐久性の向上などさまざまな改良工事を行っていたことが明らかであります。この状況から見ても、双方の認識が異なっておりなどと言うのは広域連合としての主張が弱腰であり、裁判の結果を後退させるのに等しいものであります。施設の性能は、計画どおりに発揮されていなかったというのが事実ではありませんか。広域連合が、この施設を維持継続しなければならないことを承知でメーカー側は覚書を交わしたと言っても過言ではないと思います。

つまり、欠陥だらけの施設ということになりますが、当初からトラブル続きで幾つもの改良工事を施してきたわけですから、簡単に覚書を交わす状況にはなかったのではありませんか。ゆえに、覚書は締結すべきではなかったと考えますが、連合長に明確な答弁を求めるものであります。

次に、構成市町に対する事前説明についてですが、広域連合の運営にとって大事なことは信頼の構築であります。その意味で、この重要な契約締結が副連合長である構成市町、いわゆる市町村の市長、町長であります。事前に伝え、了解を得たのかということであり、口頭で伝えたとの答弁であります。記録もないということです。それぞれの連合長のお話では、副連合長のお話では覚えがない、話はなかった、説明があったのだろうという明確な認識はされていないのが現状であります。

広域連合は、法に基づいた自治体であり議会であります。言った、言わないの世界ではありません。当時の担当者からは、覚書締結後、構

成市町のそれぞれの首長のもとへ出向き説明したと伺っているが、口頭での説明であり詳細な日程の記録は残っていないと言いますが、これが事実だとすれば大問題であります。

なぜ、こんなことになっているか、その理由を明らかにするとともに、改善の方策を示すべきであります。なお、今後も問題が生じる場合は運営にかかわる重要な事項、これについては構成する市町への事前による協議を行い、納得のいく運営にすべきであります。その見解を伺うものであります。

次に、事件の責任についてであります。

約29億円という、莫大な金額を提示されているわけであり、金額の妥当性は、明らかではありません。ところが、現状は裁判の成否にかかわらず、性能に欠陥を抱えたまま稼働し続けていかなければごみ処理はできないのであります。

つまり、住民に余分な負担を押しつけることにはなりません。最悪のケースでは、構成市町の負担は、それぞれどのようになるのか、またこの責任はどこにあるのか、誰がどのように負うのか、連合長の明確な答弁を願うものであります。

以上、再質問いたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

寺島事務管理者

事務管理者(寺島 孝征) 今回の裁判の関係の御質問でございますけれども、お話にありましたとおり事業者のほうから29億円の将来的な負担というお話があって、これまでメーカーさんとも10回以上にわたりまして、その負担のあり方について話し合いを行ってきたところでございます。しかしながら、そのメーカーにとりましては、知見が少なくこのようなトラブル等があるような状態になったのは、非常に申しわけないけれども入札上の瑕疵はない、あるいは基本協定で言ってる10分の1以上の補

償はできないと、この繰り返しで話し合いというのにはそれ以上のことがなかなかできないという状況にあったわけでございます。

したがって、このことについてはなかなか私も、あるいは議会も含めまして第三者機関の中で、その主張が正しいかどうかということとを弁護士さんとも相談をしながら判断をしていただくと、そのためには何といたしまして、その訴訟に至る訴因をどこで求めるかというのが非常に重要でありまして、まだ損失が出てない段階でその損害賠償ということもなかなか難しい状況にあるというふうに弁護士さんにお伺いして、その覚書のことを端緒として裁判を行うということに進められてきたわけでございます。これまでの裁判経過の中では、総務常任委員会のほうに御報告を申し上げますけれども、裁判の中で覚書の締結については、これは利益があるかどうかということがそれを無効にするということであって、それが双方の利益になるかどうかということで争いがございまして、弁護士さんとも相談をしながら訴因を性能保証がある、性能保証や瑕疵担保ということで訴因を性能保証について求めるということで訴因を変更して現在争いをやっているところでもございます。

いずれにいたしましても、現在裁判中でございますのでなかなかその今後の答弁をするということになりますと、今後の裁判上の進行にも大きな影響を与えてまいりますので、ただいまさまざまな場面で裁判に影響があるというふうに申し上げますけれども、この裁判の展開というものの中で動きにつきましては、今後とも議会のほうに十分お諮りをしながら今後の裁判のあり方、裁判の進め方というものも協議をさせていただきたいと思っておりますし、またそれがやはりこの西いぶり広域連合のごみ処理施設が円滑に進められることのほうになると考えておりますので、今後ともその立場で進め

ていきたいというふうに考えてございます。

議長(佐藤 潤) 山田 秀人議員

5番(山田 秀人) これは裁判のいろんな内容について論及をするのではなくて、やはりいかに広域連合として、裁判にといいまして、この事件に至ったかということに住民に率直に伝えて、そしてこの経緯を明確にすると。そして裁判中ではあるけれども、やはり広域連合の誤ったことは、間違ったことは、きちっとこの中ではっきりしていくと、こういうことも必要ではないかと思えます。やはり自治体の運営というのは、なかなか大変なものでありますが、私もその自治体の運営の中に携わってきた一人であります。今回初めて広域連合の議員に立ちましたが、その経験からいってもこのような覚書のやり方というのは、なかなか認められるわけがないと。これは、誰が一般的に考えてもやはりおかしい。先ほど言ったようにだまし討ちにあったような、そんなような事柄ではないかというのが一般市民の受ける事柄であります。

広域連合は、開かれた組織でもありますし、法と制度に基づき運営されるものであります。それゆえに、覚書の締結自体がこの広域連合に不利益をもたらさないか、広域連合の構成の各自治体や広域連合の議会、それから市町の議会との十分な検討を重ねる必要があったのではないかと思います。今回のような事件が住民不在、つまり住民負担が知らないところで起きていることは、広域行政制度が発足された当初から、このことについては懸念されていたこととありますが、決してあってはならないことだと思っております。その意味からも、広域行政において住民がきちんとコントロールできる自治を確立する、このことが問われていると考えますが、今日私がただいま指摘した問題点、特に事前の相談、情報開示など、広域連合にかかわる民主的運営の考えについて連合長に明快な答弁を求め、私の質問を終わることといたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

青山広域連合長

広域連合長(青山 剛) 山田議員さんの再々質問に、私のほうから連合長の立場からお答えをさせていただきたいと思えます。

お話のとおり、やはりこの広域連合、広域自治のあり方についてはまだまだ私もさまざま検証しながらもしっかりとした地域住民、圏域の皆さんの信頼をしっかりといただきながら進めていくことが何よりも大切だというふうに考えてございます。今回のこの事案につきましては、ただいまお答えさせていただきましかれども、私自身もこの株式会社のほうとも、日本製鋼所、そしてまた三井造船との今回のことについては納得いかない部分もあることも当然ありまして、それで今訴訟をしているわけであってその思いについては議員同様でございます。

したがって、この改善方策、これは何といってもごみ処理というのは住民の公衆衛生の根幹にあることでありますので、これからも構成市町の役場、そしてまた構成市町の議会の皆さん方にも十分と御相談、協議をさせていただきながら、広域行政、広域連合の運営に努めていきたいというふうに考えてございます。

なお、先ほど局長も申したとおり、この案件につきましてはただいま係争中であってなかなか明快なお答えをしづらい状況についても御理解をいただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても住民の皆さん方の納得のいく答えを求めてこれからもしっかりと裁判の場で、司法の場で戦っていきたいというふうに考えてございますので、今後ともひとつよろしくお願いたします。

議長(佐藤 潤) 次に進みます。

通告がありますので、発言を許します。

小久保 重孝議員

12番(小久保 重孝)(登壇) 伊達市議会の小久保 重孝でございます。

今回、初めてこの広域連合議会に参加をさせていただきました。改めて、参加をさせていただいて過去の会議録などを見させていただく中で、今回質問を考えさせていただきました。大変、この広域議会で果たす役割は、大きなものだというふうに認識をしておりますし、この議会が議長、また副議長、また元議長などで構成されていることに大変に敬意を表したいというふうに思っております。

ただ一方で、単独議会の中ではなかなかこの広域議会の議論ができないということにジレンマを感じております。これは私たちの議会の問題かもしれませんが、もっと情報を伝えながらこの広域議会に問題を持ってこなければならぬんだと、そのことも改めて感じたところでございます。

今回は、大きく3点の質問をさせていただきました。

1番目は、ごみ処理施設についてであります。ただいま豊浦町の山田議員から大変厳しい質問がございました。係争中ということで、なかなかお答えができない、そのことはわかっているけれども、やっぱり私も大変気になるところでございます。先日の総務常任委員会では、今覚書無効の関係について確認をしたところであり不自然な流れがあるということで、当時の事務局長、また当時の連合長を参考人として呼べないのか、その話を山中委員長にお願いをしているところでございます。この結果がどうなるかわかりません。取り扱いも係争中ということで難しいかもしれない。しかしこの問題の根本は、今後引き続きこの当該事業者と少なくとも平成33年まではつき合いながら、またさらにその先、長寿命化を図りながらごみ処理施設と私たちは向き合っていかなければならない。そのためには、やはり信頼というものを常に持っていかなければならない。そのことは事業者間との問題だけではなくて、私たち構成してい

る6つの自治体、この自治体もそれぞれがやっぱり信頼を置かなければ、それぞれの役割の皆さんに委ねることができないわけでありますから、ぜひ、問題の所在をしっかりと把握をした中で、真摯に情報を伝えていただきたい、また対応していただきたい、そのように思っております。

本題に入りますが、まず広域ごみ処理施設について。

1点目は、委託期限の平成33年以降も当該施設を継続して利用していく計画となっているのかお伺いをいたします。

2点目は、同施設の将来に向けた改修または新設という手段を講じるに当たり、住民参加型の意見交換など広く市民、町民の声を聞く機会を設けていく考えはあるかお伺いをいたします。

大きな2点目は、共同電算システムについてであります。

共同電算システムも、もう何度も御説明をいただいておりますので繰り返しの御説明を求めることとなりますが、実際に単独自治体議会としてはなかなか理解ができない、またその費用が大変多額に上るけれどもその根拠というもの、この共同電算システムの問題であります。

まず1点目は、共同電算システムを構築したことによるメリットをお伺いをいたします。

2点目は、西胆振データセンターのプライベートクラウド化により期待される効果についてお伺いをいたします。

3点目は、戸籍メインサーバー移設について最新の解釈と今後のバックアップ体制についてお伺いをいたします。

4点目は、広域連合構成市町以外の自治体へ働きかけることにより、コストの最小化を図る考えはあるかお伺いをいたします。

大きな3点目は、火葬場の建設についてであります。

この火葬場の建設も、本市も本年1月には全員協議会を開いて、市長のほうから方向性は示されておりますので大体のところは承知をしているところでございますが、改めてお伺いをいたします。

1点目は、火葬場共同整備のコスト削減効果の試算はまとめられているのかお伺いをいたします。

2点目は、今後の高齢者人口増大時代に対応した設計を十分しんしゃくしているのかお伺いをいたします。

以上、大きく3点でございます。

冒頭申し上げましたように、会議録をつぶさにというところまでは読みこめていないかもしれない。しかし、ここにいる諸先輩方がさまざまな議論を通して本日望んでいることもよく承知をしておるところでございます。その中でも、事務方からお答えをいただいているものもたくさんございます。しかし、改めて今回初めて臨むに当たりお聞きをすることでございますので、どうぞよろしくお伺いをいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 小久保議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、大きな項目1番、広域ごみ処理施設についての1点目、平成33年以降の廃棄物処理施設の継続利用の計画についてであります。現在のところその計画の策定はしてございませんが、本施設は一般的な施設と比べ、設備、機器、それと部材が高温多湿な状況の中、機械的な運動によりまして性能低下や摩耗の進行が早く、施設全体の耐用年数は短いとされておりまして、平成15年の稼働開始から、ことし11年目を迎えてございますので、今後本施設プラントの性能劣化状況を把握した上で技術的な進歩を注視しながら、長寿命化を図るのがよいのかなど検討してまいりたいと考えているところ

でございます。

次の2点目、住民との意見交換等につきましては長寿命化などの計画策定段階におきまして、御意見を伺う機会につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな項目2番目の共同電算システムについての1点目、共同電算システムを構築したことによるメリットにつきましては、昨年度の住民基本台帳改正など近年、大規模な制度改正が続いておりましてシステムの改修が発生しておりますが、作業の共同、一括によりまして、改修に係る経費の縮減が図られているものと考えております。また、納付書の封入封緘作業を集約するなど他市町業務の一部を共同電算側に移すことで、職員の負担軽減が図られていることも共同化のメリットとして考えてございます。

次の2点目、プライベートクラウド化により得られるメリットについてでございますが、サーバー側に障害が発生した場合や保守などによる機器の計画停止におきましても、別機器で業務を引き継ぐことが可能となりシステム全体の可用性が向上し、業務システムの停止時間の最小化が図れます。また、新たな業務システム導入時におきましても、サーバー機器を購入することなくシステムを構築できることから、経費縮減効果が出るものと考えてございます。

次の3点目、戸籍サーバーの民間移設につきましては、法務省民事局民事第一課が民間データセンターに戸籍メインサーバーを移設すること、及び戸籍バックアップサーバーを増設することについて差し支えないとした事例もございますことから、その前提条件なども含め詳細につきましても、今後確認してまいりたいと考えてございます。また、今後のバックアップ体制につきましては、法務省が東日本大震災における被災状況を踏まえまして、戸籍の正本と副本の同時滅失を避けるための対策といたしまして、戸籍システムのデータを退避する仕組みの構築

を進めておりますことから、今後はその仕組みを活用しての災害対策を含めたバックアップが行われるものと考えているところでございます。

次の4点目、構成自治体以外への西いぶり広域連合の共同電算システムの使用につきましては、過去に遠方の自治体からシステム利用の意向がございまして、試算した経緯がございまして、新たなシステムの追加費用にも増してデータセンターへの接続回線経費が高額となるなど、コスト面で断念した経緯がございまして、新たに構成自治体となる場合におきましては広域連合の組織などのあり方に影響がありますことから、構成自治体以外の共同電算システム使用につきましてはさらなる検討が必要と考えているところでございます。

次に、大きな項目3番の火葬場の建設についての1点目、火葬場共同整備のコスト削減効果の試算についてでございますが、現在試算したものはございませんが、今後広域連合といたしましては共同で整備した場合の計画を策定する中で、整備や運営に伴う費用について試算を行い、その費用につきましても各市町のほうにお示しをしていきたいと考えているところでございます。

次の2点目、検討している施設規模についてでございますが、市町ごとの過去5年間の年平均死亡者数に対する火葬割合のほか、国立社会保障・人口問題研究所による平成52年度までの市町村別将来推計人口や年代別生存率、また1日の火葬炉の想定稼働回数などから必要な炉の設置数を7炉としたところでございます。なお、道内の主な火葬場の炉数を調査したところ、苫小牧市で整備した火葬場の炉数も7炉であったことから、建物規模につきましては苫小牧市の例を参考にしたところでございます。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 小久保 重孝議員

12番(小久保 重孝) それでは、自席か

ら再質問させていただきます。

まず、広域ごみ処理施設の関係でございます。

今まず最初に、33年以降の関係の御答弁をいただきました。長寿命化というのは、公共施設どこも今求められているところでございますから、冒頭で申し上げたとおりできるだけ今の施設を使うのが、やっぱりこれからのその負担を少なくしていく中では大事なことだと、そのように私も感じております。ただ問題は先ほど申し上げたように、信頼できる事業者とこれからの長い付き合いができるかという点であります。この件に関しては過去の会議録の中で、これは訴訟になった後、当時の事務局長が述べているのは、訴訟に負けようが勝とうがお互いの信頼が損なわれることはない、そんな御発言があるようでございます。

また改めて、事務局長もかわられたことで、その辺についてどのように受けとめておられるのかお伺いをいたします。また、その信頼ができるということの上で進めていくことになるわけですが、ただ今いわゆる裁判のお話が私たち議員に報告をされているところでは既に5回、6回と、いわゆる裁判長の指揮が出ていて論点の整理というもの、争点の絞り込みというものを求められているというところをお聞きしております。その一つ一つを読むにつけ、五、六回全てがイエローカードとは言いませんが、3回くらいは私たち原告側に非常に不利なイエローカードのように思えてなりません。そういうことを鑑みると、その先で得られる成果というものが当初考えていたような成果になるんだろうかということが、この経緯などから伺えるところでございます。

それで、要するに先ほど申し上げた信頼ができるか、信頼ができないかという点はこの結論次第だというふうに思うと、この先の進め方というものはやっぱりそれに委ねられるのかなというふうに感じざるを得ないわけなんです。た

だ、それを考える中で、過去の会議録の中から読み取れるところはいわゆる私たち原告側というか、その前はその事業を任せている広域連合の側の主張というか、考え方というのは、当初から性能保証に問題もあったけれども、処理の費用が1万2,000円と、要するに他の自治体に比べて非常に低いということの発言があったり、また29億という今回の数字を割り返しても2万1,000円になると。2万1,000円になるけれども、これだって高いわけではないというような発言が散見されるんです。ということはどういうことかということ、その提訴する前と後で多少立場は変わったかもしれないけれども、事業者側が不利な状況にあるということをおのこの広域連合の中で、ある程度コンセンサスになっていたのかということなんです。こうした不利な状況も、いつまでも事業者側に負担させることは悪いのではないかとというような、その考え方が一方では事務方のほうにあったのかどうか、その考え方について、これも過去の答弁ですから今の事務局長がその責任を負うかどうかわかりませんが、少なくとも過去から引き継いでいる部分では、そうした考え方について係争前と係争後で多少違うかと思いますが、こうした考え方をどう持っているかによって今後の進め方の中での立場というものが随分違うんじゃないか、そのように感じるんですね。ここはもうガチンコで裁判をやっているというふうに私も理解しておりますし、皆さんもそういう理解だと思っております。

ただ、そもそもこれは余りにも事業者に負担が大きかったじゃないか、その考え方があればどっかでやっぱりそれは歩み寄りをしなきゃならないという判断になってくるでしょうし、早急に和解というようなことを逆にこちらから言わなければならないようなことにも思えてならないわけでありまして、特に先ほど申し上げたように裁判長が3回のイエローカード出してい

るような、そのように受けとめるものですから、そうであるとするならば今後の進め方をもう少し戦略的に考える中でも、今のお考え、今の事業者側の負担ということについて、どのような考えを持っているかっていうのは非常に大事な点でございますので、改めて伺いをしたいというふうに思います。

それから、住民参加型の意見交換について前向きなお話をいただきました。

なぜ、こういうことを申し上げるかといえば、これは室蘭市さんなどが最近住民参加型の取り組みを進めていて、大変参考にさせていただいております。特に私思いますのは今回のごみ処理施設、もともとそこそ行政の側にも専門家がいない、要するに専門家はいるけれどもどういう状況になるかもわからない、また事業者の方も専門であるにもかかわらず、自分たちが提案をしているにもかかわらず、性能がどれだけあがるのか、どうもはっきりしない部分を感じられるわけです。ごみの量が20%少ないというところがありますが、それを超えてもどうもその不具合が多かった。そうすると、結局行政側もまた事業者側も自信を持って住民に説明ができるのかということがあると思うんです。そうであるとする今後、大幅な改修やその新築をするときに当たって、やっぱりこれまで以上に住民に参加をしていただきながら理解を求めていかないと、その後、こんなことをしたのは誰なんだと責任問題になってくるわけですから、そういうことを考えてもぜひ多くの住民の方に参加をいただきながら理解を深めていって、そして結論を得る、その手段が必要ではないかというふうに思っておりますので、この辺の考え方は、ある面、連合長などはよくわかっていることだと思っておりますので、住民参加についての効果についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、共同電算システムについて改めて

御説明をいただきました。

共同電算システムのメリットは大変大きくございます。昨年でしたか、一昨年でしたか、もしつくらなかった場合と比べて9億7,000万円くらいのメリットがありますとその数字も出ておりますから、そのことは住民にも伝えながらこのことの意義というものはよくわかる話であります。しかし、それも冒頭で申し上げましたとおり、これが私たちが持っていることによって多額の費用を常に支出をしていく。これは自分で持っていたらもっと大きな支出になっているのかもしれませんが、当然だから多くの自治体で担っていますから大変大きな支出に思えてならないわけで、大きな支出の根拠というものが私たち議員が見てもなかなかわからないというのが率直なところでございまして、そういった点でもっともわかりやすい内容にしていく必要があるのかなと、そんなふうにも思っております。

それで、例えばわかりやすいようにさせるのに、ホームページなどを見させていただいても広域連合のホームページは何かホームページビルダーで作ったようなホームページでございまして、非常にお粗末なホームページでございまして、改めて、これは予算などの要求で訴えていけばよろしいのかもしれませんが、中身も残念ながらPDF中心のどうもおもしろくないページになっておりますので、こういった点をもう少し改善をすべきじゃないかなと、そんなふうに個人的には思っております。これは予算のときにさせていただきませんが、ただ何より共同電算システムはメリットが高いけれども、そのことの意味というものがなかなか浸透しない、一つ一つの資質というものがどうも割高に感じられるというところの点でもう少し工夫できないのかという点が2点目であります。

それから、戸籍メインサーバーの関係に関しては今ほどお答えがありました民間移設に関す

る法務省の見解の話はお聞きをいたしましたので、この次は無理ですがその次くらいのときの対応として、それが今検討の一つになるというふうには先ほどちょっと答えていただいたように思うのですが、改めてその次の次ですかね、26年以降のその次の更新時に検討できるのかというところ、検討というかその時代どうなっているかわかりませんが、それこそ自前で持っているよりも民間サーバーのほうが安上がりになんじやないかというふうには思うわけでございます。そういう中で、当然幅広く視野を広げているんな情報を集めてくださっていると思いますが、その辺について考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

あと、広域連合の構成市町以外の自治体への働きかけについては、先ほど御説明いただいたとおり法律上の問題もございまして、なかなか難しいことであろうかと思っております。ただ、できれば多くの自治体で一つを構成するにこしたことはないわけでありまして、その考え方についてもし連合長もこうした問題については非常に詳しいと思っておりますので、どのような考え方を持っているか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、3点目の火葬場に関しては、コスト削減効果の試算については前回寺島議員のほうから要求して配られた資料を事前にいただいておりますので、ある程度これまでの取り組みというものの数字も理解をしているつもりであります。ただ、火葬場につきましては、本市では自前でつくってはどうかという声もあるのは確かでございます。もちろん、市長のところにも要望があったかと思っておりますが、そういう中で私たち議会も判断をしていかなければならないということでスケジュールの確認をさせていただきました。これについても、ある面そのごみ処理とはちょっと違うと思うんですが、製造責任またはその性能保証、そういったものがもし

新しくつくるときになれば、当然そういうことが出てきたりします。

そういう中で、しっかりと私たちがチェックしていけるのかということも広域の議員として非常に大事な点でありますし、そこまでいくに当たって先ほどの地元でのコンセンサスを得る上で、やはりその広域議会で先ほどまとめたいただけるということの計画、早くお示しをいただく中で少し時間をいただいて住民とのコンセンサスを図っていきたい、そんなふうにも思っておりますので、その辺の取り組みのスケジュールは少し余裕を持ってとっているのかどうか、改めてお伺いをしておきたいと思っております。

最後の高齢者人口の増大に対応した設計を十分しんしゃくしているのかという点は当然そうだと思います。私も人口推計の数字は見させていただいておりますし、よく承知をしていますし、よく承知をしております。ただ、これは皆さんもよく承知のとおり、葬儀の時間は9時、10時、11時と非常に集中するわけでございます。ですから、マックスで考えたときにはかなりの数、7炉とはいえ集中するのは明らかだというふうには思っています。それが毎日続くわけじゃないんですが、毎日が続かないんだけれども、マックスで何日かは住民サービスがこれでもいいのかという声があることは絶対だと思っております。要するにクレームが絶対にあると。そういう中で、運営が非常に大事になってくるわけでございますので、ある面単に保守管理だけしているような事業者任せということではなくて、施設の回し方も非常に大事になってくる。ある面、突然のことですけれども、その辺の時間の配分ですとか、その運用の仕方というものに少し今までと違った考え方を入れていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はこれからのことかもしれませんが、当然としてその辺の含んだ中で計算がなされているということで事前に説明をいただい

ておりますが、改めてこうした非常に高齢者が多くなっていて、葬儀もどんどんふえていくという時代の中にあって、住民サービスを損なわないという運用ができるのかどうかについてお伺いをして、再質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

寺島事務管理者

事務管理者(寺島 孝征) ごみ処理施設の延命化にかかわって、基本的な信頼関係の考え方や今後のあり方についての再質問がございました。

基本的に、前の事務局長の話、信頼関係にあるということはこれはあくまでその住民の衛生管理についてごみ処理施設を適正に運営していくという立場が同じだという意味での言葉で信頼関係ということで使わせていただいたというふうに私は承知をしてございますけれども、ただ我々やはり建設業者等が当初この施設を建て運営をしていくということで入札をして、その額で運営をしていくというのが当然の当たり前のことだというふうに理解をしております、それについては再三にわたり建設業者あるいは運営会社の株主さんにもその辺のお話をさせていただいてきたところでございまして、現時点においても私どももその考えには変わりはないわけで、それで裁判をさせていただいておりますけれども、ただ訴訟内容につきましてはやはりその裁判長の指揮の問題もございまして、それはそれぞれの場面でやはり訴訟要因を弁護士さんと一緒になって考えて、我々の主張が取り入れられるような姿勢で努力していくことが必要だと思っておりますので、ただその中には訴因については大幅に変わる場合などにつきましては当然に議会の皆さんと御相談をしながら、今後のあり方等を検討していくというのが必要だというふうにも考えてございます。またその延命化にきましては、当然その施設のままでコ

ストを、改築したほうがいいのか、それともその改修をかけていくのがいいのか、あるいは運営会社を変えたほうがいいのかというのは、やはりその必要な時点で当然に計画を立てながら試算をしてどれがやっぱり一番コストが低く、なおかつ安定的に運営ができるかということを検討していくということが必要だと思っておりますので、そういう立場で今後とも努力していきたいというふうに考えてございます。

議長(佐藤 潤) 山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 私からは共同電算にかかわる御質問に順次お答えしたいと存じます。

1点目の、共同電算のメリットが住民の方への説明が足りない、それからわかりづらいというようなお話だったと思います。それ以降につきましても、議員のほうからお話のございましたホームページ等の見直しなどをやっていきたいなと思っております。

それと2点目の、平成26年で共同電算更新いたしますが、次の更新段階における考え方でございます。

ITの技術進歩は極めて早く予測することは難しいというところでございます。しかしながら、今後国の動向を踏まえた中で、更新時点におきましては業務を円滑にかつ安価に実現できる手法をとることとなりますので、今後とも技術進歩の動向を注視しつつ研究してまいりたいと思っております。

3点目の西いぶり広域連合以外へ広げる方法につきましては、システムの共同化を進めるという点から申し上げますと、自治体クラウドなどの動きも活発化しております、北海道電子自治体共同運営協議会では業務システムに關します作業部会におきまして共同化の協議が進められておりますことから、その動向にも注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、火葬場の関係でございます。

火葬場の建設、供用開始などの日程に余裕があるのかとのございます。現在本質でもお答えさせていただきましたけれども、今年度中に建設にかかる原案を策定ということになってございまして、その中で各市町の財源の関係もございまして、そこら辺を協議しながらいつ供用開始がいいのかということも検討してまいりたいと考えてございます。

次に、火葬が集中した際の対応についてということでございます。

今後、施設規模や整備時期などの検討を進めの中で整備計画原案として取りまとめた後、施設の整備手法や運営方法について検討を行い、あわせて火葬が集中した際の効果的な施設の運営方法について、他の施設の例なども参考にしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 小久保 重孝議員

12番(小久保 重孝) 再々質問を最後させていただきます。

1点だけ、今それぞれお答えいただきましたので大体のところはわかりました。広域ごみ処理施設の関係、最初から最後までこれについてになりますが、今、事務管理者から御説明をいただいたとおり、もちろんその最初から提案をしてきた事業者側のベースでやっぱりやっぴいのが行政側の受けとめ方としては当然だということのスタンスというものはぜひ最後まで通していただきたい、そのように思っております。それはそれとして、それでも当然その先ほどから申し上げている裁判のこの結果というものも少し頭に入れながら、今後の費用ということについて内部では当然として議論をしているかと思いますが、適正な処理費というものがどうあるべきかというものの議論は私はすべきじゃないかというふうに思っております。といいますのは、やっぱりその当初からごみが少なくな

っていくということの中で、これは環境政策として各自治体が取り組んだ結果でございます。環境政策でごみを減らしていこう、そのことは私たち今も声を高らかにしていく。この環境施策に対するコストの負担というのは、それぞれに合わせて行われているわけでありませけれども、それに伴って起こった結果というものについてそれがごみ処理施設に反映されるとしたら、それはまた別な問題として考える事項ではないかなと、そういうふうに理解するわけでありませ。これはこれまでの過去の会議録を見て思いますのは、何か一緒にたにされているのではないかなと、議論が非常に変則的で結論がなかなか見出せないのではないかなと、そんなふうにも受けとめるわけでありませ。すぐこのことについて、そうですとは言えないと思ひませ、私たちはでは何をしているのか、要するにごみを減らそう、環境問題を考えよう、啓発していこう、そのことが結果的にコストを増大させているということと一緒に結びつけて、ではコストが増加するからごみを増やせばいいと、そんな議論になつてはおかしな話でありませ、ですからこのあたりをもっと整理をした中で住民に説明をし、そして住民に負担を求めていく、そのことが今大事なんじゃないかなというふうに思っております。そのためには、もっともっと今議会から求められてきょうも配られた請け負ったその事業者の収支というんですか、細かな数字まで含めて情報開示していくことが大事だと思ひませ、こちらからお金を出してどれだけそれが足りないのかっていうのが、向こう側からの言い分だけでしかわからないような状況は、やっぱりそれはおかしいと言わざるを得ませし、住民から突き上げられるわけでありませ。

何度も申し上げますが、この裁判が勝訴であっても厳しい、要するに事業者が続けてくれるかという点で問題でありませ。また、敗訴した

らもっと厳しい、これは住民が29億の負担とともに、さらに負担を上げていかなければならないんじゃないかということになるからであります。住民の負担がどんどんふえていく。では、最初からどうしてもっと言ってくれなかったんだってということになるわけでありますから、もっともっと議会または行政は、そのことを住民に伝えていかなければならないという責務を感じたわけであります。ですから、今申し上げたように今後の進め方、このごみ処理施設をめぐる問題は多角的な政策というものが反映されているものだというふうに考えておりますので、その中でもっともっと整理をしてこの経費というものの考え方を議論すべきだというふうに私は思いますので、そういうことに関して改めてお答えがあれば御答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

寺島事務管理者

事務管理者(寺島 孝征) ごみ処理施設のあり方についてでございますけれども、お話ありましたとおり確かにその当初の計画より、ごみ処理のトン数が急激に落ちているということは事実でございます、この間あり方については今後どう進めていくかと協議はさせていただいていたところでございます。ところが、その経過の中で29億の話が出てきたものですから、なかなかそれとこれを別々にお話が説明ができるということにならない状況になってございまして、今お話ありました点については今後ともその裁判の過程の中で、特にごみ変動経費と固定経費になってございますので、ごみ処理量というのが大きな委託料の中で占めてるという状況もございまして、当然それについてはさらに精査をしながら進めていくことが大事なのかなというふうに考えておりますので、今いただきました御意見とも進めていきたいと思ってお

りますし、また情報開示のお話ございました。私ども、29億については今後の確かに例えば、入札のときの考え方と現在29億についての考え方というのは、差は持っているわけでございますけれども、その詳細が現実にならぬのかどうか過去にどのような形で進めてきたかというのは、あくまで西胆振環境さんと株主さんとの関係の中で進められてきたものですから、その部分を今裁判のほうで資料を提供してほしいということで進めてございますので、その結果と今後の29億との差というのがどういう状況でどう進められるのかというのが明らかに明示されてくると思っておりますので、それが今後の裁判の中の大きなファクターでもございますので、それについては整理ができて、当然に裁判の中で出せる資料というのは当然に裁判の後になるやもしれませんが、議会の皆さんに明示をしながら今後とも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長(佐藤 潤) 次に進みます。

通告がありますので、発言を許します。

砂田 尚子議員

8番(砂田 尚子)(登壇) 平成25年第2回西いぶり広域連合議会定例会に当たりまして、今議会に付議されました議案及び広域連合の運営に関しまして、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

財政健全化法が平成21年4月に完全実施されて以来、地方自治体におかれましては一層、財政の健全化に向け、厳しい財政運営が求められているところであります。少子・高齢化による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による市税収入の減少が見込まれ、歳出面では社会保障費が増加していくことが予測され、加えまして東日本大震災以降、防災対策の強化、環境問題も重要な課題となつてまいりました。自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で社会状況の変化に対応し、住民サ

ービスの維持、向上を図るために、西いぶり広域連合におかれましては、広域的な視点で構成自治体との連携に積極的に取り組まれており、今後も複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため持続可能な広域的まちづくりを目指し、さらなる連携の強化を求めるものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1項目め、平成25年度西いぶり広域連合一般会計補正予算についてお伺いいたします。

共同電算にかかわります債務負担行為の設定として、平成26年度～29年度の4年間を期限とする福祉システムの更新が上程されておりますが、その内容と資金調達方法についてお伺いをいたします。

第2項目め、平成24年西いぶり広域連合一般会計決算についてであります。

このたびの決算では、歳入総額22億3,253万8,000円に対し、歳出総額22億3,157万8,000円と約96万円の剰余金が発生しておりますが、その要因についてお伺いいたします。

2つには、歳出における不用額は総額で2,960万2,000円と多額な額が生じておりますが、主な不用額の内訳と金額についてあわせてお伺いをいたします。

第3項目め、指定管理者施設の管理運営についてお伺いいたします。

平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が創設され10年が経過しようとしております。西いぶり広域連合におかれましても、今定例会におきまして指定管理者施設げんき館ペトルとリサイクルプラザの両館の管理運営について報告がなされております。契約更新時期を来年に控え、先月27日から公募の申し込みが始まっておりますが、現時点での応募件数や問い合わせ状況、さらには今後の予定についてお伺いいたします。

2つには、これまでの指定期間における管理

運営への自主事業の内容と課題について伺っておきたいと思っております。

第4項目め、広域連携調査研究項目についてお伺いいたします。

まず初めに、消防本部の広域化についてであります。

平成18年6月に消防組織法の一部改正がなされ、市町村の消防の広域化が初めて示されたところでありました。全国的に見ましても余り進展していないと伺っておりますが、当広域連合におかれましても平成20年からこれまでの間、消防の広域化について検討がなされてきておりますが、なかなか進展しているというお話が聞こえてきておりません。

そこで、これまでの進捗状況とあわせて今後どのような検討をされていかれるのか、御見解をお伺いいたします。

2つには、広域化を推進するに当たり、国からの財政支援措置についてもお伺いいたします。

次に、火葬場の共同整備についてお伺いいたします。

かねてより論議がなされておりました火葬場の新設につきましては、過去の定例会でも具体的な内容が示され、参加自治体、建設場所、建設規模等について御答弁がなされておりました。参加自治体であります室蘭市、伊達市、壮瞥町のいずれの現火葬場は老朽化が進んでおり、地域住民からは建てかえの要望が高い施設となっております。先日、親戚に不幸があり登別市さんの火葬場へ行ってまいりましたが、大変きれいで明るく周りが緑で囲まれていて、火葬場独特なおいもなく係の方の対応も非常に丁寧で、キッズコーナーの設置などさまざまな配慮があり、大変参考になったところであります。地域住民の皆様が安心して利用でき、満足度の高い施設が完成いたしますよう、今後は御丁寧な住民説明とさまざまなニーズに対応していただけますよう要望するものであります。

そこでお伺いをいたしますが、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

2つには、火葬場の建設費用と耐用年数の考え方についてお伺いいたします。

3つには、環境対策についてどのように配慮されていかれるのかお伺いをいたします。

第5項目め、共同電算システム機器更新計画についてお伺いいたします。

室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町の4団体が住民基本台帳や税、国保など、主要業務のシステムの共同利用を開始いたしましたから24年度末をもちまして5年が経過いたしますことから、現在、平成26年度での機器更新を検討しておられるところと伺っております。これまで、オープン系システムによる基幹系システムの共同アウトソーシングといたしましては、西胆振広域連合におかれましては、全国的にも初という先進的な取り組みをされており、そのレベルの高さに心より敬意を表するものであります。そして、さらなる発展的な取り組みに期待を寄せるものであります。

そこでお伺いをいたしますが、共同電算システム用機器更新計画についてであります。運用における課題、データ保管のあり方や、さらには災害時の対策についてお伺いをいたします。

2つには、更新経費の考え方及び調達方法について。

3つには、更新されることにより得られる各市町でのメリットについて。

4つには、情報セキュリティについてであります。業務の委託先において情報漏えい事故などが懸念されますが、運用面ではどのような対策をされていかれるのかお伺いをいたします。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 砂田議員の御質問

に順次お答え申し上げます。

初めに、大きな項目1番、平成25年度西いぶり広域連合一般会計補正予算の補正予算の内容と調達方法につきましては、本年度4月1日に改正されました、いわゆる障害者総合支援法の平成26年4月1日からの障害支援区分の創設や重度訪問介護の対象拡大など障がいのある方に対する支援のシステム対応となっております。活用資金といたしましては北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を予定しているところでございます。

次に、大きな項目2番、平成24年度西いぶり広域連合一般会計決算のうち、1点目の剰余金が発生した理由でございますが、歳入歳出の3月末決算見込みに基づきまして構成市町から負担金を調整しておりますが、この段階で正確に見込めない項目もありまして、最終的には決算と決算見込みに差が生じますことから剰余金が発生するものでございます。

次に、2番目の歳出の主な不用額の内訳でございますが、議会費では委員会開催数の減などによりまして108万3,000円、情報処理費では共同電算システム用プリンターなどの消耗品の経費圧縮に努めたことなどによりまして319万円、ごみ処理費ではメルトタワーにおける使用電力量の圧縮や最終処分場の施設の灯油使用量の圧縮に努めたことなどによりまして309万6,000円、公債費では中間処理施設の建設に伴う平成12年度債と13年度債の貸付利率が下がったことによりまして1,473万4,000円、職員費では派遣職員の給与の減などによりまして489万3,000円の不用額が生じております。

次に、大きな項目3番、指定管理者施設の管理運営についてのうち、1点目の指定管理者応募状況につきましては、現時点におきましては応募や問い合わせがない状況でございます。また今後の予定ですが、9月の12日に現場説明

会を開催し、10月25日に応募を締め切り、11月下旬に応募者の審査等を行い、2月の定例議会で議案として提出させていただき予定となっております。

次の2点目、自主事業の内容につきましては、リサイクルプラザでは衣類を再利用するリフォーム講座や空き缶などを再利用する工作講座など、資源の有効利用に関する知識の普及啓発に努めてまいります。げんき館ペトトルでは、住民の健康増進を目的にプールで行うアクアエクササイズや親子触れ合いの場を提供するキッズパークなどを行っております。また、課題につきましては、指導する講師の確保に苦勞していると伺っておりまして、指定管理者と十分協議しながら関係団体等と連携し、確保に努めているところでございます。

次に、大きな項目4番、広域連携調査研究項目のうち、1項目めの消防本部の広域化についてであります。

1点目の消防広域化の進捗状況と今後の検討についてでございますが、広域化の検討を始めてからこれまでの間、さまざまな課題や広域化実現の方策について各市町及び消防本部と検討してまいりましたが、広域化に向けた計画を得るに至っていないところでございます。現在は、各市町に広域化についての是非を判断していただくための材料を提供するため、広域本部における組織案及び新たな指令システムの導入の検討を進めているところでございます。今後につきましては、この組織案に基づく職員数について整理した上で、本年度内を目途に広域化した場合の職員数について改めて報告していきたいと考えているところでございます。

次の2点目、平成25年度における国の財政支援措置についてでございますが、広域消防運営計画策定に要する費用や消防の広域化に伴い臨時的に必要となる経費に対する特別交付税措置のほか、広域化に伴う消防署等の増改築に対

する緊急防災減災事業債の活用などが盛り込まれているところでございます。しかしながら、緊急防災減災事業債はその財源が限られており、来年度以降の継続が不透明でございますことから、広域連合といたしましては、国や道に対し来年度以降の国の財政支援の内容について情報提供を求めているところであります。

次に、2項目めの火葬場の共同整備についてであります。

1点目の、今後のスケジュールについてでございますが、これまで建設予定地や施設規模などについて検討していったところでございます。今後につきましては、さらに施設整備時期について関係市町と調整し年度内に整備計画原案として取りまとめたいと考えてございます。また、その後につきましては、効率的な施設整備や運営方法についての検討を行い、整備計画素案として取りまとめた上で、住民の意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

次の2点目、建設費用についてでございますが、現在詳細な試算はしておりませんが、各市町との検討の中では延べ床面積が約2,500平米で、火葬炉は7基の火葬場の整備を想定しております。それで建設費につきましては、事業者からの聞き取りによりますと、火葬場の建設単価は1平米当たり約50万円、火葬炉の単価は1基当たり約3,500万円と伺っておりますので、単純に試算いたしますと約15億円程度になると想定しているところでございます。また、火葬場の耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、火葬施設の耐用年数は16年とされており、建物の耐用年数につきましては構造により変わりますが、一般的な鉄筋コンクリートづくりの場合、50年とされているところでございます。

次の3点目、環境への配慮についてでございますが、火葬施設においては大気汚染防止法や悪臭防止法などさまざまな法律の基準を達成す

ることが必要となっております。広域連合といましては、単にこれらの法律の基準を達成することだけではなく、環境対策についても住民理解が得られる方策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな項目5番、共同電算システム機器更新計画のうち、1点目の運用における課題につきましましては、現在機器を一元的に管理できていない状況から、機器障害などの問題の切り分けに時間を要することで業務システムに影響が出る懸念があり、改善すべき課題と考えてございます。また、データ保管のあり方や災害時対策につきましましては、現在業務システムに関するデータはデータセンター内で日々バックアップを行っているほか、室蘭市水道部所管のチマイベツ浄水場へ退避を行っておりますが、災害時の早期復旧とした場合、データのみならず、業務システムやシステムを稼働させるための機器類の配置場所、そして通信手段などについても対応する必要がありますことから、今回の機器更新の中で検討してまいりたいと考えてございます。

次の2点目、更新経費の考え方についてでございますが、共同電算システムの当初導入経費を参考といたしまして、全体整備費約16億6,500万円のうち、システム経費などを含まない機器分といたしまして約5億5,600万円に、新機器への業務システム乗せかえ経費を加えまして、更新計画では6億円以内と設定しているところでございます。また、調達方法につきましましては、インシャルコストに加え、ランニングコストも含めた費用対効果が求められるものと考えておりますことから、プロポーザル方式による調達を検討しているところでございます。

次の3点目、各市町でのメリットについてでございますが、各市町に残るサーバーをプライベートクラウド上に移行することで、住基や税

などの基幹系業務システムと同等の災害対策や故障時の対応などが実施できることから、各市町業務システムの安定化稼働が図られるものと考えてございます。

次の4点目、情報漏えい事故などへの対応につきましましては、まずハード面では、ICカードによる入退管理や全室に監視カメラを設置するなど、データセンター内の人の動きを随時確認しているほか、持ち出し防止のため職員が許可なく退館できない仕組みとなっております。また、ソフト面では委託契約書中に秘密保持及び個人情報保護の規定を設けるとともに、業務処理要領には各市町の個人情報保護条例などの遵守と要員の指導、教育について規定しており、受託事業者に対しましては、適宜個人情報の取り扱いについて指導を徹底しているところでございます。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) 砂田 尚子議員

8番(砂田 尚子) それでは、再質問は自席からさせていただきますことをお許しく下さい。

ただいま、それぞれ御答弁いただきました。

まず初めに、平成24年度決算についてであります。先ほど不用額の主な要因を伺いましたが、その中で各施設の使用電力量の圧縮に努めたとのことでしたが、先月道内電力会社より今月1日から、昨日からですね、電気料金の値上げが実施されたところでございます。原子力発電所の長期停止に伴い、火力燃料費が増加したとのことが要因となっておりますけれども、さまざまな業種で影響があるのかと思われまます。広域連合におかれましては、今後電気料金の値上げの影響をどのように試算されておられるのか、伺っておきたいと思っております。

2つには、売電収入についてでございますが、このメルトタワーから発生する熱を利用して発電して売電していると伺っておりますけれども、

その状況についてももう少し詳しくお伺いをしておきたいと思います。

それから次に、指定管理者施設の管理運営の今後の考え方についてでございます。

まず、次期指定管理者の指定期間についてありますが、広域連合におかれましてはこれまでげんき館ペトルとリサイクルプラザの両館の契約更新は御案内のとおり5年という期間で行ってまいりました。この運営コストの縮減に努力しつつ利用者へのサービス向上に努められてきたとは思いますが、この5年という受託機関では雇用の確保や人材育成が思うようにいかないのではないかと考えます。地方自治法にはこの指定期間の定めはなく、その期間はそれぞれの団体の裁量に任されており、10年という期間を定めている自治体もあると聞いております。その施設の性質を見きわめてのことだとは思いますが、やはり雇用の確保、人材育成の観点からも、もっと柔軟に対応していくべきと考えます。先ほど伺いましたところ、現段階では指定管理者への応募がないとのことでしたが、この余熱供給施設でありますメルタワーの委託期間終了の平成33年に合わせ、今回の指定期間を8年にする考えはなかったのでしょうか。指定機関に対する広域連合の御見解を伺っておきたいと思っております。

最後に、げんき館ペトルの開館時間についてであります。

近年、生涯学習や健康志向の高まりを受けまして、構成市町内にあります各運動施設は利用者が年々増加傾向にありまして、それぞれ工夫をしながらさまざまなメニューの中で利用者の満足度を高めながら運営をされております。そのような中、室蘭市内にありました大手企業の福利厚生施設が先月いっぱい撤退することになったと伺っております。これまで低料金で利用できた方々にとりましては、次の運動施設の確保が大変厳しい状況と伺っております。げん

き館ペトルでは、プールのほかにアリーナやトレーニングルームもありまして、この行き場を失った方々の受け皿に十分なり得ると思っておりますが、通常の開館時間が午後1時から8時までとなっております。せめて午前中から開館してほしいとの声が寄せられているところでございます。開館時間の延長は委託料にも影響していくことは重々承知をしておりますけれども、ニーズの高まりがある中でさらなる検討はできないものか、御見解をお伺いいたします。

議長(佐藤 潤) 答弁を求めます。

山本事務局長

事務局長(山本 一弘) 砂田議員の再質問に順次お答え申し上げます。

初めに、電気料金値上げによる影響についてであります。電気料金は税込みで1キロワット時当たり1円69銭の値上げとなり、平成24年度ベースで試算いたしますと、広域連合の施設全体で年間379万円程度の増額と試算しているところでございます。

次に、売電収入の状況についてであります。メルタワーの売電につきましては、平成25年3月1日より再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行しており、一般廃棄物を燃料とするバイオマス発電に区分されビニールなどのプラスチック類を除く草木類などのバイオマスの比率分について、固定価格で買い取る制度となっております。売電収入につきましては、炉の稼働状況やごみ質により変動はいたしますが、移行前と比べおおむね2倍程度の増収となっております。

次に、指定管理者の指定期間についてであります。室蘭市の例に倣い現在指定期間を5年としているところでございまして、リサイクルプラザ及びげんき館ペトルの両施設につきましては、メルタワーで発生する余熱を冷暖房や温水プールの熱源として活用している一体的な施設となっておりますので、今後のメルタ

ワ一の長寿命化などの検討の中で、指定期間につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、げんき館ペトトルの午前中からの開館につきましては、本施設の条例施行規則におきまして専用利用の場合には、指定管理者が午前10時から開館することができる規定となっております。現在小学校の水泳授業や指定管理者によるアクアエクササイズなどの自主事業で利用しているところでありますが、今後とも指定管理者と協議し、利用促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(佐藤 潤) これをもちまして、質疑並びに一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号平成25年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号平成24年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(佐藤 潤) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

議長(佐藤 潤) 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時54分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 佐 藤 潤

署名議員 小 松 晃

署名議員 長 内 伸 一